3　各締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。
(a)　人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法（ただし、この(a)の規定は、これらの方法に用いる製品であって、物質又は組成物から成るものについては、適用しない。）
(b)　微生物以外の動植物の種類並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法
4　各締約国は、特許が特許権者に次の排他的権利を与えることを確保する。
(a)　特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売、これらの行為を目的とする輸入又は当該物の輸出を防止する権利
(b)　特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売、これらの行為を目的とする輸入又は当該物の輸出を防止する権利
5　各締約国は、医薬品又は植物防疫製品に関連する発明に与えられる特許に関し、自国の関係法令の定める条件に従い、特許を与えられた発明を販売承認手続のため実施することができない期間のための補償的な保護期間を定める。
6　5の規定の適用上、
(a)　「補償的な保護期間」とは、日本国については、特許の保護期間の延長をいい、スイスについては、補足的保護証明書に規定する期間をいう。
(b)　「販売承認」とは、医薬品又は植物防疫製品の安全性及び適当な場合にはこれらの有効性を確保することを目的として、権限のある当局が行う承認その他の処分であって、各締約国の関係法令に規定するものをいう。
(c)　補償的な保護期間は、次の期間とする。
(i)　日本国については、特許権者が求める延長の期間に等しい期間。ただし、補償的な保護期間が、特許を与えられた発明を販売承認手続のため実施することができない期間又は日本国の法令により定める最長期間のいずれの期間も超えないことを条件とする。この協定の効力発生の日において、日本国の関係する法律による当該最長期間は五年間と定められる。
(ii)　スイスについては、特許出願の出願日と製品の販売承認の日との間に経過した期間から五年間を減じた期間に等しい期間。補償的な保護期間の最長期間は、五年間を下回らない期間とする。

第百十八条　植物の新品種

各締約国は、千九百九十一年のUPOV条約に定めるものと同じ水準の保護をすべての植物の種類の新品種に対して与える。

第百十九条　地理的表示及び関連する表示

1　各締約国は、この条の規定に従って、地理的表示及び関連する表示の十分かつ効果的な保護を確保する。
2　この章の規定の適用上、
(a)　「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国又は当該締約国内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。
(b)　「関連する表示」とは、次の表示をいう。
(i)　サービスの特定又は提示における表示であって、締約国の地理的場所の名称を含み、又はこれから構成されるもの（以下この条において「サービスの表示」という。）
(ii)　締約国の国名、スイスの州名、国の紋章及び旗章並びに国又は地域の記章
3　(a)　地理的表示に関し、各締約国は、利害関係を有する者に対し、次の行為を防止するための法的手段を確保する。
(i)　商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的場所を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段の使用
(ii)　パリ条約第十条の二に規定する不正競争行為を構成する使用
(iii)　ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示の使用であって、当該地理的表示により表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒についてのもの

注釈　この条のいかなる規定も、この(iii)の規定に基づく締約国の義務を免れさせるものと解してはならない。両締約国は、この(iii)の規定に関し、司法手続に代えて行政上の措置による実施を定めることができる。

(b)　各締約国は、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、サービスの表示を使用することに関し、利害関係を有する者がこれを防止するための法的手段を確保する。
(c)　各締約国は、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、商品又はサービスについて、自国若しくは他方の締約国の国名又はスイスの州名を使用することに関し、利害関係を有する者がこれを防止するための法的手段を確保する。
(d)　各締約国は、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示、サービスの表示、自国若しくは他方の締約国の国名若しくはスイスの州名が翻訳された上で使用される場合若しくはこれらが「種類」、「型」、「様式」、「方法」、「模造品」、「手法」その他類似の表現を伴う場合においても、そのような使用が(a)から(c)までのいずれかの規定に該当するときは、利害関係を有する者がそのような使用を防止するための法的手段を確保する。この(d)の規定については、締約国の地理的場所を示す図形の記号が、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、商品又はサービスについて使用される場合についても、適用する。
(e)　(i)　各締約国は、職権により（当該締約国の法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか、又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示により表示されている領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し、又は無効とすることを確保する。ただし、当該締約国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、(a)(i)若しくは(iii)に規定する状況又は(d)に規定する状況（(a)(i)又は(iii)の規定に該当する場合に限る。）に該当する場合に限る。
(ii)　各締約国は、職権により（当該締約国の法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、サービスの表示、自国若しくは他方の締約国の国名若しくはスイスの州名を含み、又はこれらから構成される商標であって、その使用が(b)及び(c)に規定する状況並びに(d)に規定する状況（(b)又は(c)の規定に該当する場合に限る。）に該当するものの登録を拒絶し、又は無効とすることを確保する。ただし、当該商標が、自国の関係法令に規定する態様で公衆を誤認させる場合に限る。
(f)　この条の規定により与えられる保護は、締約国を原産地とする商品が輸出されようとしている場合についても、適用する。
(g)　(i)　各締約国は、パリ条約第六条の三の規定に基づく義務に従って、他方の締約国の国の紋章、旗章その他の国の記章が商標又は商標の構成部分として使用又は登録されないことを確保する。
(ii)　各締約国は、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第五十三条2の規定に基づく義務であって、商標若しくは商業上の標章としてであると又はその一部としてであるとを問わず、商業上の道徳に反する目的で、又はスイス人の国民感情を害するおそれのある状態で、私人、団体又は商社がスイスの紋章又はそれを模倣した記章を使用することを常に禁止しているものを再確認する。
(iii)　各締約国は、他方の締約国の国の紋章及び旗章並びに国又は地域の記章については、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で使用してはならないことを確保する。